一般国道１号	三重県四日市市中部（中部交差点）	一般国道164号
一般国道164号	三重県四日市市中部（中部交差点）	一般国道１号
鈴鹿市道鈴鹿中央線	三重県鈴鹿市肥田町（柳ランプウェイ下交差点）	一般国道23号

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
（既指定箇所の削除）		
一般国道１号	三重県三重郡朝日町大字小向（朝日町役場口交差点）	一般国道１号（四日市市大字羽津方向の車線に限る。）
一般国道164号	三重県四日市市中部（中部交差点）	一般国道１号
一般国道１号	三重県四日市市中部（中部交差点）	一般国道164号
一般国道23号	三重県鈴鹿市肥田町（柳ランプウェイ下交差点）	鈴鹿市道鈴鹿中央線

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年10月27日　　四国地方整備局長　豊口　佳之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道11号	徳島県徳島市かちどき橋１丁目１番１から愛媛県西条市丹原町志川1023番にある愛媛県道48号との交点まで及び愛媛県東温市南方3035番１にある川内インターチェンジとの交点から愛媛県松山市二番町４丁目７番２まで及び香川県東かがわ市川東693番地１にある国道318号との交点から香川県東かがわ市中山８番２にある香川県道10号との交点まで及び愛媛県新居浜市東田甲1558番１にある愛媛県道134号との交点から愛媛県新居浜市萩生字本郷438番７にある一般国道11号との交点まで
一般国道55号	徳島県徳島市かちどき橋１丁目１番１から高知県安芸郡東洋町河内イビチにある高知県道201号との交点まで及び高知県安芸市矢ノ丸１丁目９にある高知県道211号との交点から高知県高知市本町５丁目144番まで及び徳島県阿南市福井町日の地380番５の国道55号との交点から徳島県美波北河内字本村87番２の国道55号との交点及び芸西西インターチェンジから高知ジャンクションまで

２　指定する期日　令和７年10月27日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

１）第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道11号新居浜バイパス	愛媛県新居浜市萩生（萩生交差点）	一般国道11号
一般国道55号（高知東部自動車道）	高知県香南市野市町東野（香南のいちインターチェンジ）	一般国道55号

２）第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道11号	愛媛県新居浜市萩生（萩生交差点）	一般国道11号新居浜バイパス
一般国道55号	高知県香南市野市町東野（香南のいちインターチェンジ）	一般国道55号（高知東部自動車道）

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年10月27日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道10号	宮崎県都城市高木町6272番２から宮崎県都城市乙房町1864番１まで
一般国道208号	福岡県大川市大字大野島字東乾角1101番１から佐賀県佐賀市諸富町大字為重字上下1543番１まで
九州横断自動車道延岡線	熊本県上益城郡山都町大字北中島字西田1623番１から熊本県上益城郡山都町城平字原605番１まで

２　指定する期日

令和７年10月27日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。